

官報

号外 昭和二十六年三月十八日

第十回衆議院會議錄第二十一号

昭和二十六年三月十七日(土曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外十四名提出)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 熱管理法案(中村純一君外二十九名提出)

第七 輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十二名提出)

第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求むるの件

第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案(松浦東介君外四百四十名提出)

第十一 厚生年金保険法特例案(參議院提出)

第十二 国立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十三 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件
公職選挙法の一部を改正する法律案(本院提出、參議院回付)

日程第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 教科書の発行に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(佐藤重雄君外十四名提出)

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 熱管理法案(中村純一君外二十九名提出)

日程第七 輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十二名提出)

日程第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求むるの件

日程第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法案(松浦東介君外四百四十名提出)

日程第十一 厚生年金保険法特例案(參議院提出)

日程第十二 国立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

日程第十三 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十六年三月十八日(日曜日)に入學する児童に對する教科用図書の給與に關する法律案(内閣提出)

午後一時四十九分開議
○議長(林護治君) これより會議を開きます。

公職選挙法の一部を改正する法律案(本院提出、參議院回付)

○議長(林護治君) この際議事日程に追加して、本院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題となすに御異議ありませんか。

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(小字及び一は參議院修正)

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十六年三月十六日
參議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林護治

(1) 目次中「第百六十條(立会演説會)に關しその他必要な事項及び実施事務)」を「第百六十條(立会演説會)に關しその他必要な事項及び意制公營立会演説會)」に改める。

(2) 「第百六十六條(特定の建物及び施設に對する制限)」を「第百六十六條(特定の建物及び施設に對する制限及び選考公報に關しその他必要な事項)」に改める。

(3) 「第百六十七條(選考公報の発行)」を「第百六十七條(選考公報の発行)に、第百七十七條(燃料及び用紙のあつせん及び返還)を、第百七十七條(燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止)に、第百七十七條(海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との關係)を、第百七十七條(海外引揚者及び入院加療中の者の選考に關する届出等の時者と住所要件との關係)に改める。

(4) 第八十九條第一項(第三号を次者)を削り、第四号を次に改める。

(5) 専務として委員、顧問、參與、監査員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常のものにつき、政令で指定するもの。

同條第一項第四号中(常勤の者を除く)の下に「及び水防団長その他の水防団員(常勤の者を除く)」を加える。

同條第一項に次の一号を加える。

五 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十号)附則第二十項に規定する公營企業に從事する職員で、政令で指定するもの。

同條第三項中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

「第百六十六條中「この法律に規定する立会演説會又は個人演説會」を「この法律に規定する立会演説會又は個人演説會」に改める。

官報号外 昭和二十六年三月十八日 衆議院會議錄第二十一号 公職選挙法の一部を改正する法律案(參議院回付)

〔二〕を第百五十二條(選挙区)に改め、若しくは第百六十條の二(任期)を改め、又はこの法律に規定する個人演説会(二)に改める。

第百六十六條の次に次の一條を加ふる。

(任意制選挙公報の発行)
第百七十二條の二 地方自治法第百五十五條第二項(選挙区)を改める。市市長の選挙(選挙の二)部無効に因る再選挙及び第百十七條第一(川倉選挙)の場合の選挙を除く。において、市の選挙管理委員会は、第百六十七條から第百七十一條まで(選挙公報の発行)の規定に準じて、條例の定めるところにより、選挙公報を発行することができ

第百七十三條第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、」を「市町村の選挙管理委員会は、選挙が行われる場合においては、」に改め、同條第二項を次のように改める。

2. 前項の掲示は、当該選挙の投票所の入口その他公衆の見易い場所を漂び、一歩も入らぬ、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては三箇

所以五箇所以内の箇所に、参議院全国選出議員、都道府県の議会の議員、市町村の教育委員会の委員、市町村の教育委員会の委員及び第百十七條第一(市長)決選投票の場合の選挙にあつては一箇所に、しなければならぬ。

第百七十七條の見出しを「燃料、用紙等のあつせん、返還及び譲渡禁止」に改め、同條第二項中「第百四十一條第一項(選挙運動)に使用するガソリンその他の自動車用のガソリン」の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料」を「第百四十一條第一項(選挙運動)に使用するガソリンその他の自動車用燃料」の規定によるガソリンその他の自動車用燃料」と改め、同條第二項中「前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は」を「第百四十二條第一項第一号から第三号まで(選挙運動)の通常業務の交付を受けた者又は前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは」に改め、同條に次の一項を加ふる。

3. 第百四十二條第一項及び第二項(通常業務)の規定により選挙運動のために使用する通常業務の交付を受けた者、前條第一項に規定する特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者又は第一項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料若しくは用紙の配給若しくは交付を受けた者は、これらのものを他人に譲渡してはならない。

但し、第百四十一條第一項(選挙運動)に使用するガソリンその他の自動車用のガソリン、用紙等の規定により、都道府県の議会の議員、市の議会の議員、地方自治法第百五十五條第二項(市長)を改める。市以外の市の市長及び市の教育委員会の委員の選挙に於て使用する自動車のために要した支出を除く。

同條第二項中「及び都道府県の教育委員会の委員」と、都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第百五十五條第二項の市の市長」に改め、(選挙運動)に使用するガソリンその他の自動車用燃料」を改める。

第百四十三條第八号中「第一項又は第二項」を「第百六十條の二第二項(任期)を改め、同條に次の一項を加ふる。

第百四十四條第五号中「(立法委員の任期)の下に」(第百六十條の二)において、准用する場合を(七)を加ふる。

同條Cに次の一項を加ふる。

第百六十六條の二(任期)の修正附則及び施行期日の改正
附則に次の一項を加ふる。

七 第百七十七條第三項(選挙運動)に規定して譲渡した者、第百六十四條第一項第一号中

及び第十号を「第十号及び第十一号」に改め、同條第二項中「第十一号」を削り、同條第三項を第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加ふる。

3. 第百六十條の二(任期)の規定により行つた立会演説会の開催に要する費用及び第百七十二條の二(任期)の修正附則の発行に要する費用については、当該市町村の負担とする。

第百二十九條中「この法律の規定を適用するについては、」の下に「政令の定めるところにより、」を加ふる。

第百七十條の次に次の一條を加ふる。

(選挙に関する届出等の時間)
第百七十條の二 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、選挙管理委員会、投票管理分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

6 鹿兒島県大島支庁管内十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島は、第十五條第一項の規定及び別表第一の適用については、当分の間、鹿兒島県鹿兒島郡に属するものとみなす。

○議長(林藤治君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(林藤治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林藤治君) 日程第一、国家行政組織法の一部を改正する法律案、日程第二、経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事野江花静君。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
国家行政組織法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二中「昭和二十六年五月三十一日」を「昭和二十七年五月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

附則第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改め

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔江花静君登壇〕

大内閣行政組織法の一部を改正する法律案並びに経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

まず内閣行政組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、現在府、省及び本部の官房または局に設置されております部並びに庁に設置されております部及び行政機構の全面的な調整とともに整理する趣旨をもつて、本年五月三十一日まで

官報号外 昭和二十六年三月十八日 衆議院会議録第二十一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

を限り置かれることとなつておるのではありませんが、政府は最近の状況にかんがみ、かかる全面的な行政機構の改革を今ただちに進行することは必ずしも適當ではないとし、さらに引続き現実に即した改革案の検討を進めるとともに、これらの部及び局の措置につきましても、その一環として研究することとし、その存続期間をさらに二年延長しようとするものであります。

次に、経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、さきに経済安定本部設置法の一部改正により、経済安定本部の外局である物産部局に組織がえされるべきものとなつておりましたが、最近における内外の経済諸情勢の推移にかんがみまして、これが措置を二年延期せんとするものであります。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は三月二十七日、経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は二月二十八日当委員会に付託され、それら政府の説明を聞き、質疑応答を重ね三月九日、前者については討論を省略、後者については討論が行われたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。かくて採決の結果、両法案とも多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（林福治君） 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）
○議長（林福治君） 起立多数。よつて両案とも委員長の報告の通り可決いたしました。（拍手）

第三 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（林福治君） 日程第三、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員会理事島田末信君。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條を次のように改める。
第二十七條 百人以上の労働者を使用する個々の事業であつて十二月三十一日において保険関係の成立後三年を経過したもののついでに、保険金と保険料との割合（当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険金と保険料との割合）が、百分の八十五をこへ、又は百分の七十五以下であるときは、主務大臣は、同種の事業について定められた保険料率を、百分の三十の範囲内において命令で定める率に引き上げ、又は引き下げた率を当該事業についての次の保険年度（次條の保険年度をいう。）の保険料率とすることができ。

附則
この法律は、公布の日から施行する法律案

し、昭和二十五年十二月三十一日から適用する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○島田末信君 たいま議題となり、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、労働委員会の審査の結果を御報告いたします。

改正案の趣旨は、近年噴火災害の発生状況が逐時増加の傾向にあり、これが保険料に少なからぬ影響を興えて、現状にかんがみまして、この際労働者災害補償保険法第二十七條を改正し、保険料に関するメリット制が、現行法においては過去五年の災害実績によつて発動できるように規定されているのを、三年の実績によつて発動できるように改め、あわせて、保険料率を引き上げまたは引下げの場合の限度を明確にし、より厳格なものであります。その理由の第一は、本制度を実施することによりまして、災害防止に努力を拂つた事業主に対しては、保険料の負担を軽減し、災害を多く発生させた事業主に押しつけては負担がある程度重くすることにしております。保険料の公平をはかることとあります。理由の第二は、この制度を早期に実施することにによりまして、事業主として自発的に災害防止についての関心を深めさせ、これによつて産業災害の減少を企図しようとするものであります。

本法案は、去る二月二十八日に政府より本国会に提出され、同日労働委員会に付託されたのであります。よつて労働委員会は、三月一日政府より提案の理由について説明を聴取し、次いで二月七日、十二日にわたり会議を開き、政府に対し討論を重ね、慎重に審査を推し、最後に討論に移り、このころ、本案に対して自由党及び日本社会党は賛成し、日本共産党は反対したのであります。よつて採決の結果、多数をもつて本案は原案通り可決すべきものであると決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（林福治君） 討論の通告があり、これを許します。今野武雄君。

〔今野武雄君登壇〕

○今野武雄君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、たいま議題となり、本法案に対して、反対の意見を表明せんとするものであります。

たいまの委員長報告を聞いておりますと、この法律によつて労働災害の負担の公平をはかる、それからさういふことを通じて災害を防止する、さういふことが述べられて、いかにもやさうに見えておりますが、しかも、さういふことが、現在労働災害の問題は、日本労働者にとつて実に真鍮な問題なんです。だから、これを単に法文の文句の上からだけ見たのでは、これはどうにもその実態はつかぬのであります。これに対してわれわれが態度を決定するためには、この法案の背景にどういふものがあるか、どういふ背景のもとにこの法律が実施されるか、その点をばつきりさせなければならぬ、と思つております。

御承知のように、二月二十七日と二十八日の両日にわたりまして、国連の

経済社会理事會では日本の労働問題が議題にされて、その中でもつて、日本の労働者がいかに迫害されているか、労働組合がいかに弾圧されているか、そして日本における労働政策というものが極東委員会の諸指令にはつきりと違反しているという事実が確認されて、このことを非難する決議案が十四対三という圧倒的多数によつて成立してゐる。この事実を、われわれは、はつきりと知らなければならぬのであります。自由党の諸君は、衆議院で多数だとして、いい気になつておられるけれども、世界の目は、はつきりと判断してゐる。日本の労働者がどういふ状態であるか、日本の政府がいかに極東委員会の諸決定などに違反して労働者を虐待しているかといふこと、つまり吉田内閣の反動性をはつきりと認識してゐる。そのことをわれわれは知らなければならぬわけであり

ます。その内容について、ここで詳しく申し述べる必要はありませんが、私も官庁統計によつて見ても、昭和二十二年以来、日本の生産がだんだん増して来た。ところが、その増したのは、だれの負担によつておるのかといふことが、はつきりしておるのであります。それは、労働者一人当りの生産量について、二十二年の平均を一〇〇としたとしますと、現在では二〇〇になつておるといふこと、つまり二十二年に比べて、労働者一人当りの生産量は三倍にふえてゐるといふ事実であります。しかも工場設備などは、さほど改善されていなかったのであります。特に昨年の朝鮮軍変以來は、労働者一人当りの生産量は一倍に上つております。

こういふような、はげしい一人当りの生産の増進といふものは、何によつてなされておるか。それは結局において、労働者のからだを削ることによつてなして送られておるわけでございます。

私は神奈川の出身でございますが、東京の工業地帯に行つてみれば、あそこに造船所や製鉄所がずらりと並んでおる。あそこに行つてごらんさない。やかましい工場の中で、ひどいときには二日も三日も続けて徹夜をする、疲労を直すときが少しもない。こういうことのために、船合からおつこつたり、あるいは機械に巻き込まれたり、こういうことによつて労働者が災害を受ける。このために、労働者も報告しておるうちに、労働災害は朝鮮軍変以來特に激増しておるわけであり

ます。しかも労働者の職員の言ふところによれば、労働者の統計は災害の少いところだけを算んでやつておるといふようなことさえいわれておる。こういうふうな、ごまかし統計すらも、なおごまかし切れない労働災害の増加、その災害を受けた労働者の家族たは一体どうなるか。ほんとうに人たちは、どうにも立ち直れない状態になるわけでございます。だから、労働災害増加の第一の原因は、戦争に伴ひひどい労働強化にあるといふことが言

は、工場設備も改善しないで、しかもこの労働強化をやつて利潤をむさぼらうとしている資本家の、きかない根性です。こういうことのために、また労働災害が増加しておるわけござ

います。従つて、この労働災害を防止する、減少させるということは、現在労働者がやつておられます産業安全運動とか、あるいは今度の法律の改正とか、そういうものによつては何ら解決できないといふことは明らかであります。特に今度日米経済協力といふようなことを進めておると、ここで、さらに恐るべき労働強化が予見されておる。このことは経済安定本部さえも認めておる。これ以上生産できないといふぎり／＼の生産限度の倍以上の注文を受けて、それを遂行して、しかもそれを戦争に役立たせようとする、こういうようなことを今たくらんでゐるわけでございます。それが、そういうことによつて、さらに労働強化がひどくなり、労働災害が激増して来る。ところが、そればかりではない。

最近労働者の取扱ひ方について、実際に労働者を逸した取扱ひが出ておるのではありません。といふのは、昨年以來労働災害が増加した結果、災害保険が赤字になつて来た。そこで当局は、労働者の取扱ひをできるだけ少くするよう、資本家を指導しておるようでございます。その証拠には、あちらこちらで、労働災害であるべきものを労働災害として扱わないといふ取扱ひ方がどばかり出ておる。これは保険関係の調連庁関係のLRの労働者などについてみまますと、横須賀の事業場などでは、職場の監督が労働災害をよけい扱い過ぎるといふので首になつてゐる例があるわけがあります。つまり労働者が職場で災害を起す。当然労働災害保険なり、あるいは労働災害手当なりを

もらう権利があるわけでありませう。ところが、そうすると会計が赤字になるといふので、それを労働災害と認めないで、本人の不意であるとか、その他いろいろなり／＼をこねて、そういうものを認めない傾向が出て来ておる。それを公平に労働災害といふふことに認めようとする、その監督は、どうもお前は無能力であるといふことで首になる、こういうことが出て来て

おる。ところが、この法案の改正は、ますますそういうような傾向を促進させるわけでございます。というのは、労働災害の多いところの保険料率を引上げるといふのでありますから、資本家は、自分の利益からいつても、労働災害保険の取扱ひを少くした方がよろしい。そこで、ますます労働災害の取扱ひを少くする。だから労働災害を減らすのではなくて、正式な労働災害を労働災害として扱わないような取扱ひをふやして、それによつて災害保険の取扱ひを減らす。これがこの法案の目指すところになるわけでございます。

これは法案にはそう書いてないけれども、現在の労働者が圧迫されておる状態、労働組合が圧迫されておる状態、こういうものから見れば、当然そういうところへ行つてわけでありませう。従つて、われ／＼は、断じてこれに賛成するわけには行かないわけでございます。

しかも、私も委員会が質問して、どうしてもわからなかつた点は、たとへば日本の労働者が、横浜港外で働かせるということ、どん／＼へ連れて行かれておる。そして、そのへ連れて行かれた連中が、あつち

で、従つて死んでおる。その遺骨もどん／＼掃つて来ておられます。こういうことに対しての取扱ひはどうなるのか、これに対しては法規があるのか、こういうことを質問した際に、労働次官は、はつきりと、そういうものは法的な規定はない、こういうことを言つておる。われ／＼から申しますれば、日本人を横浜港外で働かせるということ、へ連れて行くといふのは、いかにもってんであります。実にいかにぬかぬかである。なるほど、これは横浜港外かもしれない。横浜港内でもないことはきまつてゐる。だけれども、そういうことで日本の労働者をへ連れて行くといふのは、これは日本の憲法にも違反する重大な問題だと思つてゐるのであります。同時にそういうものに対する何らの補償も法的にはない。

それから、こういうような法律があつても、それを無視されている例は山のようにたくさんございませう。現に私の住んでおられます神奈川県でも、平塚の営林署の管内にある丹次山の山の中、二月二十四日に、トロッコがひつくり返つて事故を起し、死傷者を出している。ところが、その死者の葬儀代だけは出してゐるけれども、それに対する補償、あるいは重傷者に対する補償は何らなされてない。そのために今大闘争が持ち上つておるわけでありませうが、そういう事例さえもありません。つまり、こういうような、まづたく法律を無視したやり方の中で、こういう法案の区々たる改正をする、これによつて労働災害を防止するなどは、これは、おこがましい。そればかりではなく、さつき申したように、労働災

害を減らすのではなくて、正式な労働災害を労働災害として扱わないような取扱ひをふやして、それによつて災害保険の取扱ひを減らす。これがこの法案の目指すところになるわけでございます。これは法案にはそう書いてないけれども、現在の労働者が圧迫されておる状態、労働組合が圧迫されておる状態、こういうものから見れば、当然そういうところへ行つてわけでありませう。従つて、われ／＼は、断じてこれに賛成するわけには行かないわけでございます。

しかも、私も委員会が質問して、どうしてもわからなかつた点は、たとへば日本の労働者が、横浜港外で働かせるということ、どん／＼へ連れて行かれておる。そして、そのへ連れて行かれた連中が、あつち

で、従つて死んでおる。その遺骨もどん／＼掃つて来ておられます。こういうことに対しての取扱ひはどうなるのか、これに対しては法規があるのか、こういうことを質問した際に、労働次官は、はつきりと、そういうものは法的な規定はない、こういうことを言つておる。われ／＼から申しますれば、日本人を横浜港外で働かせるということ、へ連れて行くといふのは、いかにもってんであります。実にいかにぬかぬかである。なるほど、これは横浜港外かもしれない。横浜港内でもないことはきまつてゐる。だけれども、そういうことで日本の労働者をへ連れて行くといふのは、これは日本の憲法にも違反する重大な問題だと思つてゐるのであります。同時にそういうものに対する何らの補償も法的にはない。

それから、こういうような法律があつても、それを無視されている例は山のようにたくさんございませう。現に私の住んでおられます神奈川県でも、平塚の営林署の管内にある丹次山の山の中、二月二十四日に、トロッコがひつくり返つて事故を起し、死傷者を出している。ところが、その死者の葬儀代だけは出してゐるけれども、それに対する補償、あるいは重傷者に対する補償は何らなされてない。そのために今大闘争が持ち上つておるわけでありませうが、そういう事例さえもありません。つまり、こういうような、まづたく法律を無視したやり方の中で、こういう法案の区々たる改正をする、これによつて労働災害を防止するなどは、これは、おこがましい。そればかりではなく、さつき申したように、労働災

害を労働災害として扱われないような扱
方、方促進される。これは労働行政で
はなくして、国連で指摘され、批判さ
れておるような日本の労働行政の強圧
的な性質、こういうものをますます促
進する道具として使われる。
この意味から、われわれは断固とし
て本案に反対するものであります。

(拍手)

○議長(林正治君) これにて討論は終
局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報
告は可決であります。本案を委員長の
報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林正治君) 起立多数。よつて
本案は委員長報告の通り可決いたしま
した。(拍手)

第四 教科書の発行に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案
(佐藤重遠君外十四名提出)
第五 国立学校設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出)
○議長(林正治君) 日程第四、教科書
の発行に関する臨時措置法の一部を改
正する法律案、日程第五、国立学校設
置法の一部を改正する法律案、右両案
を一括して議題といたします。委員長
の報告を求めます。文部委員会理事岡
延右二門君。

教科書の発行に関する臨時措置法
の一部を改正する法律案
教科書の発行に関する臨時措置
法の一部を改正する法律
教科書の発行に関する臨時措置法

官報号外 昭和二十六年三月十八日

(昭和二十三年法律第三十二号の
一部を次のように改正する。
第十二条中「三分」を「二分」に改め
る。
附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

教科書の発行に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案(佐藤重遠君
外十四名提出)に関する報告書
[最終号の附録に掲載]

国立学校設置法の一部を改正する
法律案
国立学校設置法の一部を改正す
る法律

国立学校設置法昭和二十四年法
律第五十号の一部を次のように
改正する。

日次中「第二章 国立大学」第三
條「第八條」を「第二章 国立大学
(第三條 第七條)」、「第三章 国立
高等学校(第九條)を「第三章 国立
高等学校(第八條)に改め、第四章を
削り、「第五章 職員及び職第十二
條「第十四條」を「第四章 職員及
び職(第九條 第十一條)に、「第六
章 雜則(第十五條)を「第五章 雜
則(第十二條)に改める。
第二條中並びに同法第八十三條
に定める各種学校で国立のもの」を
削る。
第三條の表中「北海道大学附属農
林専門学校」、「北海道第一師範学校」、
「北海道第二師範学校」、「北海道第

三師範学校」、「北海道青年師範学
校」、「北海道大学附属土木専門部」、
「室蘭工業専門学校」、「小樽経済専
門学校」、「青森医学専門学校」、「青
森師範学校」、「青森青年師範学校」、
「盛岡工業専門学校」、「岩手師範学
校」、「岩手青年師範学校」、「仙台工
業専門学校」、「宮城師範学校」、「宮
城青年師範学校」、「秋田鉱山専門学
校」、「秋田師範学校」、「秋田青年師
範学校」、「米沢工業専門学校」、「山
形師範学校」、「山形青年師範学校」、
「福島経済専門学校」、「福島師範学
校」、「福島青年師範学校」、「多賀工
業専門学校」、「茨城師範学校」、「茨
城青年師範学校」、「栃木師範学校」、
「栃木青年師範学校」、「前橋医学専門
学校」、「桐生工業専門学校」、「群馬
師範学校」、「群馬青年師範学校」、「埼
玉師範学校」、「埼玉青年師範学校」、
「千葉医科大学附属薬学専門部」、「千
葉農薬専門学校」、「千葉青年師範学
校」、「千葉師範学校」、「千葉青年師範
学校」、「東京医科歯科大学牙科」、「東
京高等学校」、「東京第一師範学校」、
「東京第二師範学校」、「東京第三師
範学校」、「東京青年師範学校」、「東
京繊維専門学校」、「中央無線電信講
習所」、「東京商科大学附属商学専門
部」、「横浜経済専門学校」、「横浜工
業専門学校」、「神奈川師範学校」、
「神奈川青年師範学校」、「長岡工業
専門学校」、「新潟第一師範学校」、
「新潟第二師範学校」、「新潟青年師
範学校」、「富山医学専門学校」、「高岡
師範学校」、「富山青年師範学校」、
「工業専門学校」、「富山師範学校」、
「富山青年師範学校」、「金沢医科大学附
属薬学専門部」、「金沢工業専門学
校」、「石川師範学校」、「石川青年師
範学校」、「福井工業専門学校」、「福
井師範学校」、「福井青年師範学校」、
「山梨工業専門学校」、「山梨師範学
校」、「山梨青年師範学校」、「松本医
学専門学校」、「上田繊維専門学校」、
「長野工業専門学校」、「長野師範学
校」、「長野青年師範学校」、「岐阜師
範学校」、「岐阜青年師範学校」、「浜
松工業専門学校」、「静岡第一師範学
校」、「静岡第二師範学校」、「静岡青
年師範学校」、「名古屋経済専門学
校」、「愛知第一師範学校」、「愛知第
二師範学校」、「愛知青年師範学校」、
「名古屋工業専門学校」、「三重農林
専門学校」、「三重師範学校」、「三重
青年師範学校」、「彦根経済専門学
校」、「滋賀師範学校」、「滋賀青年師
範学校」、「京都師範学校」、「京都青
年師範学校」、「京都繊維専門学校」、
「京都工業専門学校」、「大阪大学附
属医学専門部」、「大阪大学附属薬学
専門部」、「大阪外事専門学校」、「大
阪第一師範学校」、「大阪第二師範学
校」、「神戸経済大学附属経営専門
部」、「神戸工業専門学校」、「兵庫師
範学校」、「兵庫青年師範学校」、「奈
良師範学校」、「奈良青年師範学校」、
「和歌山経済専門学校」、「和歌山師
範学校」、「和歌山青年師範学校」、
「米子医学専門学校」、「鳥取師範学
校」、「鳥取青年師範学校」、「島根師
範学校」、「島根青年師範学校」、「岡
山師範学校」、「岡山青年師範学校」、
「広島工業専門学校」、「広島師範学
校」、「広島青年師範学校」、「山口経
済専門学校」、「宇部工業専門学校」、
「山口師範学校」、「山口青年師範学
校」、「徳島医学専門学校」、「徳島工
業専門学校」、「徳島師範学校」、「徳
島青年師範学校」、「高松経済専門学
校」、「香川師範学校」、「香川青年師
範学校」、「新居浜工業専門学校」、
「愛媛師範学校」、「愛媛青年師範学
校」、「高知師範学校」、「高知青年師
範学校」、「福岡第一師範学校」、「福
岡第二師範学校」、「福岡青年師範学
校」、「久留米工業専門学校」、「明治
工業専門学校」、「佐賀師範学校」、
「佐賀青年師範学校」、「長崎医科大
学附属薬学専門部」、「長崎経済専門
学校」、「長崎師範学校」、「長崎青年
師範学校」、「熊本薬学専門学校」、
「熊本工業専門学校」、「熊本師範学
校」、「熊本青年師範学校」、「大分経
済専門学校」、「大分師範学校」、「大
分青年師範学校」、「宮崎師範学校」、
「宮崎青年師範学校」、「鹿児島水産
専門学校」、「鹿児島師範学校」及び
「鹿児島青年師範学校」を削り、同表
千葉大学の項中「工学部」を「工学
部」に、同表中「東京外国語大学

「米子医学専門学校」、「鳥取師範学
校」、「鳥取青年師範学校」、「島根師
範学校」、「島根青年師範学校」、「岡
山師範学校」、「岡山青年師範学校」、
「広島工業専門学校」、「広島師範学
校」、「広島青年師範学校」、「山口経
済専門学校」、「宇部工業専門学校」、
「山口師範学校」、「山口青年師範学
校」、「徳島医学専門学校」、「徳島工
業専門学校」、「徳島師範学校」、「徳
島青年師範学校」、「高松経済専門学
校」、「香川師範学校」、「香川青年師
範学校」、「新居浜工業専門学校」、
「愛媛師範学校」、「愛媛青年師範学
校」、「高知師範学校」、「高知青年師
範学校」、「福岡第一師範学校」、「福
岡第二師範学校」、「福岡青年師範学
校」、「久留米工業専門学校」、「明治
工業専門学校」、「佐賀師範学校」、
「佐賀青年師範学校」、「長崎医科大
学附属薬学専門部」、「長崎経済専門
学校」、「長崎師範学校」、「長崎青年
師範学校」、「熊本薬学専門学校」、
「熊本工業専門学校」、「熊本師範学
校」、「熊本青年師範学校」、「大分経
済専門学校」、「大分師範学校」、「大
分青年師範学校」、「宮崎師範学校」、
「宮崎青年師範学校」、「鹿児島水産
専門学校」、「鹿児島師範学校」及び
「鹿児島青年師範学校」を削り、同表
千葉大学の項中「工学部」を「工学
部」に、同表中「東京外国語大学

案議院會議録第二十二号 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

東京医科大学 医学部 東京医科大学 歯学部 東京医科大学 薬学部 東京医科大学 理学部 東京医科大学 工学部 東京医科大学 経済学部 東京医科大学 文学部 東京医科大学 法学部 東京医科大学 社会学部 東京医科大学 教育学部 東京医科大学 心理学部 東京医科大学 政治学部 東京医科大学 経済学部 東京医科大学 文学部 東京医科大学 法学部 東京医科大学 社会学部 東京医科大学 教育学部 東京医科大学 心理学部 東京医科大学 政治学部

「同表一橋大学の項中「法学社会学部」を「法学部」に、同表静岡大学の項中「工学部」を「工学部」「医学部」に、同表名古屋大学の項中「工学部」を「工学部」「医学部」に、同表徳島大学の項中「医学部」を「医学部」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(国立短期大学の名称及び位置等)
第三條の二 国立短期大学の名称及び位置は、左表の通りとし、その国立短期大学は、同表下欄に掲げる国立大学に併設されるものとする。

国立短期大学の名称	位置
名古屋工業大学短期大学部	愛知県 名古屋大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京都府 京都工業繊維大学
九州工業大学短期大学部	福岡県 九州工業大学
長崎大学短期短期大学部	長崎県 長崎大学

第四條の表中 東京教育大学 光学研究所 東京 光学に関する学理及びその応用の研究

東京医科大学 齒科材料研究所 光学研究所	東京 東京	齒科材料に関する学理及びその応用の研究 光学に関する学理及びその応用の研究
----------------------------	----------	--

京都大学 化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所 木材研究所 食糧科学研究所 微生物病研究所 産業科学研究所 普通科学研究所	京都府	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究 木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 微生物病に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究 普通に関する学理及びその応用の研究
大阪大学 化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所 木材研究所 食糧科学研究所 微生物病研究所 産業科学研究所 普通科学研究所	大阪府	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究 木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 微生物病に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究 普通に関する学理及びその応用の研究
京都大学 化学研究所 人文科学研究所 結核研究所 工学研究所	京都府	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究 世界文化に関する人文科学の総合研究 結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 工学に関する学理及びその応用の総合研究

び位置は、左表の通りとし、その国立短期大学は、同表下欄に掲げる国立大学に併設されるものとする。

大阪大学 木材研究所 食糧科学研究所 防災研究所 微生物研究所 産業科学研究所	大阪府	木材に関する学理及びその応用の研究 食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究 災害に関する学理及びその応用の研究 微生物に関する学理及びその応用の研究 自然科学に関する特殊事項で、産業に必要なものの基礎的学理及びその応用の研究
--	-----	--

岡山大学 放射能泉研究所	鳥取県	放射能泉に関する学理及びその応用の研究
-----------------	-----	---------------------

岡山大学 温泉研究所	鳥取県	温泉に関する学理及びその応用の研究
---------------	-----	-------------------

九州大学 温泉治療学研究所 流体工学研究所 弾性工学研究所 産業労働研究所 生産科学研究所	大分県 福岡県	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究 流体に関する工学の学理及びその応用の研究 弾性工学に関する学理及びその応用の研究 産業労働に関する総合研究 産業に関する基礎的及び応用的研究
--	------------	---

九州大学 温泉治療学研究所 応用力学研究所 産業労働研究所 生産科学研究所	大分県 福岡県	温泉治療学に関する学理及びその応用の研究 流体及び弾性体に関する工学の学理及びその応用の研究 産業労働に関する総合研究 産業に関する基礎的及び応用的研究
---	------------	---

第五條を次のように改める。
第五條 国立大学の学部に、左表の通り、附属の学校、教育施設又は研究施設を置く。

大学の名称	学部	学校、教育施設又は研究施設
北海道大学	理学部	臨海実験所
北海道大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
北海道大学	農学部	植物園、農場、演習林
北海道大学	学芸学部	小学校、中学校
帯広畜産大学	畜産学部	農場
弘前大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
弘前大学	医学部	病院、看護学校
岩手大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
岩手大学	農学部	農場、演習林
岩手大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
東北大学	理学部	臨海実験所
東北大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
東北大学	農学部	農場、演習林
秋田大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
秋田大学	教育学部	地下資源研究施設
山形大学	農学部	農場、演習林
山形大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
福島大学	学芸学部	小学校、中学校
茨城大学	教育学部	小学校、中学校
宇都宮大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
宇都宮大学	農学部	農場、演習林
群馬大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
群馬大学	医学部	病院、看護学校、内分泌研究施設
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
埼玉大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園

千葉大学	医学部	病院、看護学校
千葉大学	園芸学部	農場
千葉大学	教育学部	小学校、高等学校
千葉大学	理学部	臨海実験所、植物園
千葉大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
千葉大学	工学部	総合試験所
東京大学	農学部	農場、演習林、水産実験所
東京大学	工学部	総合試験所
東京大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
東京大学	歯学部	病院
東京大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
東京大学	農学部	農場、演習林
東京大学	繊維学部	農場
東京大学	教育学部	盲学校、ろう学校、特殊教育教員養成施設
東京大学	理学部	臨海実験所
東京大学	農学部	農場、演習林
東京工業大学	工学部	高等学校
東京工業大学	水産学部	実験実習場
横浜国立大学	学芸学部	小学校、中学校
横浜国立大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
横浜国立大学	医学部	病院、看護学校
新潟大学	農学部	農場、演習林
新潟大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
富山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
富山大学	医学部	病院、看護学校
富山大学	学芸学部	小学校、中学校
富山大学	学芸学部	小学校、中学校
山梨大学	工学部	はつ、酢化学研究施設

官報号外 昭和二十六年三月十八日 衆議院会議録第二十一号 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案外 件

信州大学	教育学部	小学校、中学校
	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林
	繊維学部	農場
岐阜大学	学芸学部	中学校
	農学部	農場、演習林
高崎大学	商船学部	船舶運航研究施設
静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	電子工学研究施設
	理学部	臨海実験所
名古屋大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
愛知学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
三重大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
滋賀大学	学芸学部	小学校、中学校
	理学部	臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設
京都大学	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林
京都学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
京都工芸繊維大学	繊維学部	農場
大阪大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
大阪学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
神戸大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
和歌山大学	学芸学部	小学校、中学校
	医学部	病院、看護学校
鳥取大学	医学部	

島根大学	農学部	農場、演習林
	教育学部	小学校、中学校
岡山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、病院分院、看護学校
	農学部	農場、演習林、農学研究施設
広島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	理学部	臨海実験所
山口大学	教育学部	小学校、中学校
	農学部	農場
徳島大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
香川大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
愛媛大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場
高知大学	教育学部	小学校、中学校
	農学部	農場
九州大学	医学部	病院、看護学校
	農学部	農場、演習林、水産実験所
福岡学芸大学	学芸学部	小学校、中学校
佐賀大学	教育学部	小学校、中学校
	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
長崎大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
熊本大学	医学部	病院、看護学校
大分大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	学芸学部	小学校、中学校
宮崎大学	農学部	農場、演習林

師範局

教育部	小学校、中学校、幼稚園
農学部	農場、演習林

2 前項の学校、教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。

第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條を次のように改める。

第八條 国立高等学校の名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

国立高等学校の名称	位 置	学校教育法第九十八條の規定による学校で、上の国立高等学校に包括されるもの
仙台電波高等学校	宮城県	
鹿角電波高等学校	香川県	
熊本電波高等学校	熊本県	
富山商船高等学校	富山県	富山商船学校
鳥羽商船高等学校	三重県	鳥羽商船学校
広島商船高等学校	広島県	広島商船学校
大島商船高等学校	山口県	大島商船学校
弓削商船高等学校	愛媛県	弓削商船学校

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第十三條中及び第五項を削り、第十二條を第九條とし、以下三條ずつ繰り上げる。

附則第三項中、第三條に規定する大学は、「を国立大学及び国立高等学校は」に、「並びに第三條に規定する大学を」並びに国立大学に改め、附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項中「国立大学」を「国立大学及び国立高等学校」に改め、同項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 国立短期大学に置かれる職員の定員は、それぞれその国立短期大学を併設する国立大学の職員に命ぜられるものとする。

附則第八項を次のように改める。

8 左に掲げる国立大学の学部に、昭和二十八年三月三十一日まで、附属の高等学校を置く。

- 静岡大学教育学部
- 愛知学芸大学学芸学部
- 三重大学学芸学部
- 島根大学教育学部
- 岡山大学教育学部
- 山口大学教育学部
- 鹿児島大学教育学部

附則第九項中「第十二條及び前項」を「第九條」に改め、附則第十二項を削り、附則第十三項を附

則第十二項とし、附則第十四項を附則第十六項までを削り、附則第十七項を附則第十三項とする。別表第一を次のように改める。

国立大学の名称	大学に置かれる職員の定員
北海道大学	二、五三四人
北海道学芸大学	六八八人
宝蘭工業大学	一六二人
小樽商科大学	一〇一人
帯広畜産大学	一五四人
弘前大学	九三〇人
岩手大学	一五四人
東北大学	三、九七五人
秋田大学	四九四人
山形大学	六二七人
福島大学	四二四人
茨城大学	五七四人
宇都宮大学	四六一人
群馬大学	九九四人
埼玉大学	三四七人
千葉大学	一、五七三人
東京大学	五、八二四人
東京医科歯科大学	九二七人
東京外国語大学	一一九人
東京学芸大学	九一七人
東京農工大学	三三三人
東京芸術大学	二九二人
東京教育大学	一、三一人

東京工業大学	九八一人
お茶の水女子大学	三一八人
電気通信大学	一五〇人
一橋大学	三三二人
東京水産大学	三三三人
横浜国立大学	六二六人
新潟大学	一、五二八人
富山大学	四九〇人
金沢大学	一、六七三人
福井大学	三七七人
山梨大学	四〇八人
信州大学	一、三六七人
岐阜大学	四四八人
商船大学	二五一人
静岡大学	八〇二人
名古屋大学	一、九〇八人
愛知学芸大学	五七九人
名古屋工業大学	二四四人
三重大学	四六七人
滋賀大学	三〇三人
京都大学	三、四二一人
京都学芸大学	三三〇人
京都工業繊維大学	三四五人
大阪大学	二、六〇三人
大阪外国語大学	一〇二人
大阪学芸大学	六五六人

神戸大学	一、〇一三人
奈良学芸大学	二五七人
奈良女子大学	二三六人
和歌山大学	三二七人
鳥取大学	八八五人
島根大学	三五二人
岡山大学	一、四二七人
広島大学	一、三六八人
山口大学	七一三人
徳島大学	九六一人
香川大学	三六四人
愛媛大学	五五七人
高知大学	三七二人
福岡学芸大学	四八二人
九州大学	二、九〇五人
九州工業大学	一三四人
佐賀大学	三三〇人
長崎大学	一、一七一人
熊本大学	一、四三七人
大分大学	三六〇人
宮城大学	四八五人
鹿児島大学	八二五人

別表第二を次のように改める。

別表第二

国立高等学校の名称	高等学校に置かれる職員の数
仙台電波高等学校	四六人
花岡電波高等学校	六三人

熊本電波高等学校	五二八
富山高船高等学校	五二八
鳥羽商船高等学校	五二八
広島商船高等学校	五〇人
大島商船高等学校	五一人

司創商船高等学校	五〇人
別表第三を削る。	
附則	
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。	
2 第三條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員的身分を失ふものとする。	

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔岡延右エ門君答復〕

○岡延右エ門君 たいま議題となりました教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、本案の概要及び委員会における審議の結果を御報告申し上げます。

本案は、佐藤重遠君外自由党所属文部委員の提出によるものでありまして、さきに第二国会において制定されました教科書の発行に関する臨時措置法のうち、次の点を改正しようとするものであります。すなわち現行法におきましては、教科書発行者から定価の三分に当る保証金を徴収するといふ規定が設けられておるのであります。が、今日の事情より見まするに、この法律制定当時と比べて、教科書の発行部数は二億五千万冊を数えるほど増進とともに向上増進し、また資材の値上り、色刷り教科書及び営業費の増加等により教科書の定価が高騰したため保証金の金額は多額に苦、莫大な教科書製造資金の調達に苦しむ教科書発行者に過重な負担となつておるのであります。そこで、この保証金の率を減ずることによつて、教科書の定価に何ら影響することなく、教科書発行者の経

営上の困難を軽減し、あわせて教科書の製造、供給を一層円滑にしようとするのが改正の要旨であります。

そこで文部委員会といたしましては、本案について慎重に審議いたしました後、本改正案の趣旨の妥當なることを認めまして、全会一致をもつてこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、たいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本案の内容を簡単に御説明申し上げますと、国立大学に附随する研究所、学部附属の学校及び教育研究施設の新設または合併並びに国立短期大学の施設、旧制諸学校の廃止等について所要の規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十六年度予算に合致するように改正する必要等に依つた改正措置でございます。

以上が政府原案の大要であります。

本案は、去る三月六日、本委員会に付託され、慎重に審議を重ねまして後、自由党を代表して私、民主党を代表して小林信一君よりそれぞれ本案に賛成の討論があり、次いで共産党を代

表して渡部義通君の反対討論が行われましたが、採決の結果、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告申し上げます。

○議長(林護治君) 本日日程第四につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林護治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第五につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。よつて本案は委員長の報告の通り決すに御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○議長(林護治君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。(拍手)

第六 熱管理法案(中村純一君外二十九名提出)

第七 輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十三名提出)

第八 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に関し承認を求めらるる件

○議長(林護治君) 日程第六、熱管理法案、日程第七、輸出品取締法の一部を改正する法律案、日程第八、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に関し承認を求めらるる件、右三件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長小金澤照君。

熱管理法案

(目的) 第一條 この法律は、工場又は事業場における燃料及びこれを燃焼とする熱の有効利用を図り、燃料資源の保全及び企業合理化に寄與することを目的とする。

(定義) 第二條 この法律において「燃料」とは、燃焼、ガス化又は焼却ゆりの用に供する石炭、亜炭及びコークス(半成コークスを含む)並びに加熱の用に供するガス及び重油をいう。

第三條 燃料を使用する工場又は事業場(以下「工場等」という。)の事業主は、燃料及びこれを燃焼とする熱の有効利用、以下「熱管理」という。)に関し、左の各号に掲げる事項の実施について最大限の努力を盡さなければならない。

一 風化、自然発火、漏失等による燃料の損失の防止

二 燃料の燃焼、ガス化及び焼却、ゆりの合理化

三 加熱及び伝熱の合理化

四 ぶく射、伝導、漏失等による熱の損失の防止

五 廢熱の回収

2 通商産業大臣は、予算の範囲内において、工場等に対し、熱管理の実施に必要な指導を行うものとする。

(目標原単位) 第四條 通商産業大臣は、工場等における熱管理の実施上の目標を明らかにするため必要があると認めるときは、鉱工業品単位当りの目標となるべき燃料又は熱の使用量を公表する。

(熱管理指定工場) 第五條 工場等の事業主は、その工場等の事業が政令で定める業種に属し、且つ、その工場等の前年中における燃料の使用量が政令で定める基準に該当するときは、左の各号に掲げる事項について、省令の定めるところにより、毎年一月三十一日までに通商産業大臣に届

二九一

け出なければならぬ。但し、第二項の指定工場については、この限りでない。

一 前年中における燃料の使用量
二 その年中における燃料の使用量
見込量

三 燃料の使用設備の状況

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に基づいて、同項の届出に係る工場等を熱管理指定工場（以下「指定工場」という。）に指定することができる。

3 指定工場の事業主は、当該指定工場が第一項の政令で定められた業種に属する事業を行わなくなつたとき、又は当該指定工場の燃料の使用量が同項の政令で定められた基準に該当する見込がなくなつたときは、省令の定めるところにより、その理由を附して、通商産業大臣に指定工場の指定の取消を申請することができる。

4 通商産業大臣は、前項の指定の取消の申請が理由があると認めるときは、遅滞なく、指定工場の指定を取り消すものとする。指定の取消の申請がない場合でも、指定工場に指定する事由がなくなつたと認められる指定工場について、また同様とする。

（熱管理者）
第六條 指定工場の事業主は、第十二條の規定による熱管理士資格を有する者（以下「熱管理士」という。）の中から、政令で定める基準に従い、政令で定める員数の熱管理者を選任しなければならない。
2 指定工場の事業主は、前條第二項の規定による指定があつたとき

は、その指定の日から六箇月以内、前項の規定による熱管理者の選任をしなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合又は同項の政令で定める基準に従い熱管理者を増員しなければならないとなつた場合に準用する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行つていない場合において、その期間が引き続き六箇月をこえたときは、その六箇月の期間が経過した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについては、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

（熱管理者の職務の代行）
第七條 指定工場の事業主は、熱管理者が、欠けたとき、又は旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行つていないときは、省令の定めるところにより、他の者にその職務を代行させなければならない。

（届出）
第八條 指定工場の事業主は、熱管理者を選任したときは、遅滞なく、その氏名及び担任させる業務の範囲を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定工場の事業主は、熱管理者が欠けたとき、又は熱管理者の担任する業務の範囲に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商

産業大臣に届け出なければならない。

（帳簿）

第九條 指定工場の事業主は、当該指定工場に帳簿を備え、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項に關し記録しなければならない。

一 当該指定工場で使用する燃料の数量、種類及び品位
二 当該指定工場の熱管理に關する設備
三 当該指定工場における燃料及び熱の利用の状況

（報告及び実地調査）
第十條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要であると認めるときは、省令の定めるところにより、指定工場の事業主に前條各号に掲げる事項に關して報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、指定工場の事業主が前項の報告をなさない、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（勸奨）
第十一條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要であると認めるときは、指定工場

の事業主に対し、第三條第一項各号に掲げる事項の実施について必要な勸奨をすることができる。

（熱管理士免状）

第十二條 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対し、熱管理士免状を交付する。

一 通商産業大臣が行つた熱管理士試験に合格した者
二 三年以上熱管理の実務に従事し、且つ、省令の定めるところにより通商産業大臣が行つた熱管理に關する研修を修了した者であつて、前号に掲げる者と同等級以上の学識及び技能を有している者

（熱管理士試験）
第十三條 熱管理士試験は、熱管理に關し必要な学識及び技能について行つる。

2 熱管理士試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行つる。

3 熱管理士試験は、一年以上熱管理の実務に従事した者でなければ受けることができる。

4 熱管理士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、五百円以内の手数料を納めなければならない。

5 前項の規定により納付した手数料は、熱管理士試験を受けなかつた場合においても、返還しない。

6 熱管理士試験の科目、受験手続その他熱管理士試験に關し必要な事項は、省令で定める。
（熱管理士試験委員）
第十四條 熱管理士試験に關する事務をつかさどらせるため、通商産業省に熱管理士試験委員を置く。

2 熱管理士試験委員は、通商産業大臣が、その職員又は学識経験のある者の中から、命じ、又は委嘱する。

3 前二項に規定するものの外、熱管理士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。
（都道府県知事の指導）
第十五條 都道府県知事は、その管轄区域内にある指定工場以外の工場等に対し、熱管理の実施上必要な指導を行うことができる。

（罰則）
第十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項又は第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第六條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）又は第七條の規定に違反した者

三 第九條の規定による帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者
四 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十一條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代

理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に因り相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

(熱管理規則等の廃止)

熱管理規則(昭和二十三年商工省令第一号)

熱管理技能試験規程(昭和二十三年商工省令第二号)

熱管理士選考規程(昭和二十三年商工省令第三号)

(経過規定)

3 この法律施行の際、現に熱管理規則による甲種指定工場であるものは、この法律施行の日において、第五條第二項の指定工場に指定されたものとみなす。

4 この法律施行前に熱管理規則に基いて交付された甲種免状及び乙種免状は、第十二條の規定により交付された熱管理士免状とみなす。但し、乙種免状は、この法律施行の日から二箇年を限り効力を有するものとする。

5 この法律施行前に熱管理技能試験規程に基いて行われた甲種試験は、第十三條の規定により行われた熱管理士試験とみなす。

6 この法律施行前にした熱管理規則に違反する行為に対する臨時物責罰調整法(昭和二十二年法律

第三十二号)の罰則の適用については、なお従前の例による。

熱管理法案(中村純一君外二十九名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二條を次のように改める。

第三條 この法律において「輸出品」とは、輸出する目的をもつて生産し、加工し、集荷し、又は保有する物品をい、輸出品業者とは、輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡す者(以下「輸出品業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者をいう。

第四條中「包装条件を定めることのできる」を「包装条件及びこれらの標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることのできる」に改める。

第六條第二項中「その輸出品を輸出し、若しくは輸出品として政府に譲り渡す者(以下「輸出品業者」とい、又はその輸出品を生産し、若しくは加工する者(以下「生産業者」とい、又は「その輸出品の輸出品業者又は生産業者」に改める。

第七條第一項中「輸出品業者」を「その輸出品の輸出品業者」に、「主務大臣が定める様式によるその旨の表示」を「同條の規定により定められた様式に従う表示」に改める。

第七條の二第一項中「前二條の規定の実施」を第六條から第七條の二まで及び前四條の規定の実施」に、「その輸出品を検査」を「その輸出品、被登録者の表示の業務を行うための機械器具その他の設備若しくは第七條の三第三項の標印を検査」とし、「若しくは前二條の規定による表示をする生産業者」を「第六條若しくは第七條の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者」とし、「若しくは輸出の時期に関する」とは、「輸出の時期若しくは第七條の二第一項の規定による表示に関する事項について、」に改め、同條に次の見出しを加え、同條を第七條の九とする。

(検査及び報告)

第七條の次に次の七條を加える。

第七條の二 第三條又は第四條の規定により指定された輸出品であつて、主務大臣が、第六條又は前條の規定による表示をするには特別の機械器具その他の設備及び知識の経験を要するものと認めて指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、第六條第一項又は前條第一項の規定にかかわらず、その品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者(以下「被登録者」とい、又は政府機関が第三條又は第四條の規定により定められた様式に従う表示並びにその年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

2 第六條第二項及び前條第二項の規定は、被登録者又は政府機関が前項の規定による表示をする場合に適用する。

(登録)

第七條の三 前條第一項の登録を受けようとする者は、命令で定める輸出品の品目ごとに、主務大臣に申請しなければならない。

第七條の四 左の各号の一に該当する者は、第七條の二第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第七條の六第一項の規定により登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

四 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体又はその役員若しくは代理人

第七條の五 主務大臣は、第七條の三の規定による登録の申請があつた場合において、その申請が左の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

一 主務大臣が定める種類に属し、且つ、主務大臣が定める性能を有する機械器具その他の設備を用いて第七條の二第一項の規定による表示の業務を行うものであること。

二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七條の二第一項の規定による表示の業務に従事するものであること。

2 前項第一号の種類の及性質並びに同項第二号の条件は、利害関係人の意見を参考として定め、これを官報に公示しなければならない。

3 登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

4 主務大臣は、登録をしたときは、被登録者の氏名又は名称及び第七條の二第一項の規定による表示の業務に係る事務所又は事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

第七條の六 主務大臣は、被登録者が左の各号の一に該当するとき、登録を取り消し、又は期間を定めて第七條の二第一項の規定による表示の業務の停止を命ずることができ、

一 この法律の規定に違反したとき。

二 不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(被登録者の義務)

第七條の七 被登録者は、輸出品に第七條の二第一項の規定による表示を附すべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その表示をしなければならない。

2 被登録者は、第七條の第二項の規定による表示をするには、第七條の第五項第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、且つ、同項第二号に規定する者、その表示の義務に従事せなければならぬ。

3 被登録者は、帳簿を備えて、輸出品に第七條の第二項の規定による表示を附したときは、命令で定める事項を記載しなければならぬ。

(表示のまつ消等の禁止)

第七條の八 被登録者又は政府機関が第七條の第二項の規定により輸出品に附した表示は、正当な理由がなくて、これを消し、除き、又は隠してはならぬ。

第八條第一項中「正当の理由がなくて」を「主務大臣の承認を受けなければ」に、同條第二項中「前項の規定に違反して印章、記号又は証券を消し、除き、又は隠した輸出品を」前項に規定する印章、記号若しくは証券が附してある輸出品又は同項の規定に違反して印章、記号若しくは証券を消し、除き、若しくは隠した輸出品に改める。

第九條を次のように改める。

(戒告)
第九條 主務大臣は、輸出契約において定める要件を欠く輸出品が輸出されたため、外国貿易の健全な発展を阻害し、又は阻害するおそれがあると思ふときは、その輸出品を輸出した輸出品業者に対し、その旨を戒告する事ができる。

條の第二項の登録の拒否、第七條の六第一項の規定による処分又は第七條の九第一項の規定による検査の決定に改め、同條第二項中「規定に違反し、」の下に「第七條の第二項の登録の拒否が第七條の六第一項の規定に違反し、」を第七條の六第一項の規定による処分が不当であり、」を加え、「第七條の第二項」を「第七條の九第一項」に改め、同條に次の一項を加え。

3 前項の処置に不服のある者は、裁判所に出訴することができる。

第十一條の次に次の一條を加える。

(手数料)
第十一條の二 輸出品に第七條の第二項の規定による表示を附すべきことを政府機関に求めようとする者は、輸出品の価額の百分の一をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第七條の三の規定による登録の申請をしようとする者は、二千元をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十二條を次のように改める。

(罰則)

第十二條 第六條第一項若しくは第二項(第七條の二第二項)において適用する場合を含む)、第七條第一項若しくは第二項(第七條の二第二項)において適用する場合を含む)、第七條の第二項又は第八條第二項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の六第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第七條の七第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第七條の八の規定に違反して、表示を消し、除き、又は隠した者

四 第八條第一項の規定に違反して、印章、記号又は証券を消し、除き、又は隠した者

第十五條第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の七第三項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をした者

二 第七條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第七條の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「機械器具検査所」を「機械金属検査所」に改める。

化学製品検査所

第十九條を次のように改める。

第十九條 機械金属検査所は、通商産業省がその生産を所管する機械器具並びに鉄鉄、鋼材その他の半製品を含む)、鉄鋼製品、非鉄金属及び非鉄金属製品の検査を行う機関とする。

第二十條を次のように改める。

(化学製品検査所)

第二十條 化学製品検査所は、通商産業省がその生産を所管する化学工業品(国内向の肥料用のものを除く)及び試薬の検査を行う機関とする。

2 化学製品検査所は、東京都に置く。

3 この法律の施行前に第七條第一項の規定により定めた様式は、改正後の第四條の規定により定められたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十二名提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二二号)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所を掲げる位置に新たに日用品検査所の出張所を設ける必要を生じた

ので、これらの設置について地方自治法第百五十六條第四項の規定により国会の承認を求めらる。

名	称	位置
東京日用品検査所	横濱市	
横浜日用品検査所	新瀨市	
新潟日用品検査所	神戸市	
大阪日用品検査所	広島市	
大阪日用品検査所		
広島日用品検査所		

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めらるる件に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

「小金養照君登壇」

○小金養照君 たい、議題となりました熱管理法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

石炭その他の燃料を最も有効に利用するための熱管理法は、固にとつては燃料資源を保全するゆへんであり、企業にとりましては、燃料費を節約して合理化を推進することとなるのでございませう。従つて、欧米先進国におきましては、燃料資源の豊富な国々においてさえも、つとにこれを実施して、著しい成果を収めているのであります。わが国の燃料資源は、御案内のごとく、きわめて貧弱でありまして、比較的清潔であるといわれる石炭でございませう。なおかつ世界の全埋蔵量の僅々〇・二%にすぎないのであります。しかも、これを活用すべきわが国の技術は、遺憾ながら欧米諸国に比べて、はるかに遅

れておること、またいながたいてい
て、委員会における審議の経過の概要
及び結果を御報告申し上げます。
まず本法律案の目的及び要旨は、御
承知のように、わが国の輸出貿易は年
を追うて発展の一路をたどつておるの
であります。その反面におきましては
は、遺憾ながらわが国の輸出品に對す
る海外の批判ないし苦情も相當に
ございまして、その苦情のうち検査に
関するものが非常に多いのでありま
す。今後のわが国の自立経済達成のた
めの輸出貿易の恒久的な発展という見
地からいたしますと、一日も早く、か
かる弊害を除いてしまわなければなら
ない状態に立ち至つておるのでありま
す。もちろん、そのためには民間にお
ける関係業者の努力にまたなければな
らないところが多大であります。一
方現行検査制度の基本法である輸出品
取締法においても、これらの事態に對
処するためには、なお十分な点が對
してあります。そこで、今回これを
改正することとした次第でございます。

改正の要点は、第一として、特定の
品目につきましては検査機関の登録制
度を設けようとするのであります。
すなわち現行制度におきましては、檢
査のための等級の標準とか、輸出の最
低標準とかは固が定めておるのであり
ますが、これに基づいて行つた検査自体は
民間業者が自由にこれをやうか、これは
これが正確に行われているかどうかを臨
検、検査することによつて監督するに
すぎないような状態でありまして、
しかしながら、機械類のように相當科
学的、技術的な検査を必要とする物品
の検査につきましては、その検査自体
の性質から申しまして、固の定めた基

準に照して物を測定し得る設備なり、
その測定の結果に基いて物品の品質を
判定し得る程度の技術的な知識経験を
有する人がこれを行つてなくては意
味をなさないのであります。この意味
合いにおきまして、機械類のように相
當科学的、技術的な検査を必要とする
物品につきましては、今後主務大臣が
それ、その品目を指定して検査機関
の登録制を実施し、この登録機関によ
つてこれを行わしめることとしたた
のであります。
改正の第二点は、日本の輸出品には
注文の内容と異なるものが非常に多く
て困るといふ海外からの非難に對処す
るため、輸出品が輸出契約の條件に合致
するかどうかを検査する、いわゆる檢
品の勵行を確保する規定を設けてい
る点であります。現行制度で行われてお
る検査は、あらかじめ定められた一律の標
準に基いて行つた検査のみであります
が、このような一律の標準では定めが
たいような点について、バイヤヤーはい
ろいろな指定をいたして参ります。こ
とに最近の状態を見ますと、この相手
方の指定した條件に合致してないた
めにクレームをつけられた事例は、全
体の二、三割程度を占めておるのであ
ります。もちろん、この検査の問題は
取引上の條件の勵行でありました。た
まに取上りから見て干渉するものは、
國家がかかる面にまで干渉するのは、
いささか好ましくはないものでありま
す。最近の情勢は、たに一輸出業者
の取引上の問題にとどまらず、場合
によつてはわが國輸出取引全般にわた
るものであります。従いまして、現状
においては、検査を確保する措置は法律
的に規定せざるを得ないものがあるよ

うであります。その他いろいろ輸出品
に對する取締りに関する規定を設けま
した。
本法律案は、自由党小川平二君外三
十二名の提出にかかり、共産党を除く
各党派共同提案によるものでありまし
て、三月十四日、本委員会に付託せら
れ、同日提出者小川平二君より提案理
由の説明を聴取し、自由党中村幸八君
より質疑あり、十五日同君より各派を
代表して賛成討論を行い、日本共産党
の風早八十二君より反対意見の開陳が
ありまして、ただちに採決に入りました
ところ、多数をもつて原案を可決し
た次第であります。
次に議題と相なりました、地方自治
法第五十六條第四項の規定に基き、
日用品検査所の出張所の設置に關し承
諾を求めるとの件につきまして、通商
産業委員会における審議の経過並びに結
果の概要を御報告申し上げます。
御存じのごとく、日用品検査所は輸
出品取締法により輸出雑貨の臨検検査
を行つたの検査機関でありまして、現
在は東京及び大阪に本所を、名古屋及
び福岡にそれ、支所を設置してある
のであります。ところが最近、特に新
潟県下におきましては、金属洋食器を
主体といたします金属製品及びガラス
製品、また広島を中心とする中国地方
におきましては、縫針、帽体、人造真
珠その他各種雑貨の輸出産業が活発に
なつて参りましたが、いまだ品質の点
からいたしまして、いまだ一段と輸出檢
査の正確さと、その頻度を高める必要
がございまして、そのためには検査の能
率向上、検査旅費の節減をはからなけ
ればなりませんので、今般新潟市及び広
島市にそれ、出張所を設けたいしま

すことと、昨今の国際貿易のもとに
おきましては、輸出貨物についての情
報入手を容易ならしめるために、輸出
港における臨検検査を実施いたしまし
て、税関との連絡を密にし、取締りの
万全を期する必要があると参りました
ので、横浜及び神戸兩港にそれ、出
張所を設置することと相なつたのであ
ります。以上が提案の趣旨並びに理由
であります。
本件は、三月十日、本委員会に付託
と相なりまして、十二日、政府委員よ
り提案理由を聴取いたしました。十三
日、質疑討論を省略して採決いたしま
したところ、多数をもつて承認を
與うることと決定した次第でありま
す。
以上、簡單であります。御報告を
終ります。(拍手)
○議長(林權治君) 本日日程第六及び
第七の兩案を一括して採決いたしま
す。兩案の委員長報告はいずれも可
決であります。兩案を委員長の報告の
通り決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○議長(林權治君) 起立多数。よつて
兩案とも委員長報告の通り可決いた
しました。(拍手)
次に日程第八につき採決いたしました
す。本件は委員長報告の通り承認を與
えるに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(林權治君) 起立多数。よつて
本件は委員長報告の通り承認を與える
に決しました。(拍手)
第九 農業災害補償法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

第十 積雪寒冷地帯振興臨時措置法案(秋浦東介君外百四十八名提出)

○議長(林權治君) 日程第九、農業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第十、積雪寒冷地帯振興臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二及び第十三條の三中「昭和二十四年度及び昭和二十五年度において」とを「昭和二十四年度から昭和二十六年度までにおいて」とに改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

積雪寒冷地帯振興臨時措置法案

法

(目的)

第一條 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく、経済的に遅れた積雪寒冷地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて、農業経

営の安定と農民生活の改善とを図り、あわせて国民経済の発展に寄與することを目的とする。

第二條 農林大臣は、積雪寒冷地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷がはなはだしく、その区域内における農地の利用率が低く、農業生産力が劣つて、道府県の区域を積雪寒冷地帯として指定する。

農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第一項の指定を受けた道府県の知事は、積雪寒冷がはなはだしく、その区域内における農地の利用率が低く、農業生産力が劣つて、積雪寒冷地帯を、積雪寒冷地帯として指定する。

道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに農林大臣に報告しなければならない。

市町村長は、当該地区についての農業振興計画を定め、これを当該道府県知事に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

市町村長は、前項の規定により農業振興計画を定めるには、あらかじめ、公聴会を開いて関係人の

意見を聞き、且つ、該会の議決を経なければならない。

道府県知事は、前條第一項の農業振興計画を参し、積雪寒冷地帯地区についての当該道府県の農業振興計画を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

道府県知事が前項の規定により農業振興計画を定める場合には、前條第二項の規定を準用する。

農林大臣は、前條第一項の農業振興計画を参し、積雪寒冷地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷地帯として指定する。

農林大臣は、前項の規定により農業振興計画を定めるときは、これを当該道府県知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第一項の農業振興計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

政府は、毎年度、第一項の農業振興計画を実施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計画を定め、その要旨を公表しなければならない。

道府県知事は、前條第二項

の通知を受けたときは、第四條第一項の規定により定められた当該道府県の農業振興計画を、必要に應じ変更し又は変更しないで、当該市町村長に通知するとともに、変更した場合においては、その変更の要旨を公表しなければならない。

道府県知事が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三條第二項の規定を準用する。

市町村長は、前條第一項の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三條第一項の規定により定められた当該市町村の農業振興計画を変更することができ、この場合には、その変更の要旨を公表しなければならない。

市町村長が前項の規定により農業振興計画を変更する場合には、第三條第二項の規定を準用する。

農林大臣、道府県知事又は市町村長は、国、当該道府県又は当該市町村の農業振興計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業振興計画を定める場合の例により、その定められた農業振興計画を変更することができる。

農業振興計画の内容

第九條 農業振興計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項

二 農業技術の改良その他農業生産に関する事項

三 農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

四 その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

(委任事項)

第十條 第三條から前條までに定めるものを除く外、農業振興計画の決定について必要な事項は、農林省令で定める。

(全部事務組合及び役場事務組合の特例)

第十一條 この法律中町村又は町村長に関する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合又は組合の管理者に適用する。

(積雪寒冷地帯振興対策審議会の設置及び権限)

第十二條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他積雪寒冷地帯における農村振興に関する重要事項を調査審議するために、総理府に積雪寒冷地帯振興対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

審議会は、積雪寒冷地帯における農村振興に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十三條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。委員は、積雪寒冷地帯が指定した者 五人、衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人、参議院議員の中から参議院が指名した者 三人

- 三 地方自治庁次長
- 四 大蔵事務次官
- 五 文部事務次官
- 六 厚生事務次官
- 七 農林事務次官
- 八 通商産業事務次官
- 九 電気通信事務次官
- 十 労働事務次官
- 十一 建設事務次官
- 十二 経済安定本部副長官
- 十三 道府県知事 二人
- 十四 道府県議会議長 二人
- 十五 市町村長 二人
- 十六 市町村議会議長 二人
- 十七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第二百八十八号）による大学の教授 二人
- 十八 農業者の団体を代表する者 三人以内
- 十九 前項第一号、第二号及び第十四号から第十八号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 二十 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 二十一 会長は、会務を総理する。
- 二十二 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長職務を代行する者を定めておかなければならない。
- 二十三 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。
- 二十四 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

官報号外 昭和二十六年三月十八日 衆議院会議録第二十二号 農業災害補償法の一部を改正する法律案外一件

- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。
 - 9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。
 - 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

積雪寒冷 単作地帯 振興対策 審議会	積雪寒冷単作地帯 振興臨時措置法 （昭和 年法律 第 号）の規定 によりその権限に 属せしめられた事 項を行うこと。
-----------------------------	--

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案（松浦東介君外百四十名提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔千賀康治君登壇〕

○千賀康治君 たいま議題となりまして、内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案並びに松浦東介君外百四十名提出、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず農業災害補償法の全部を改正する法律案のごとく、現行の農業災害補償制度は昭和二十二年十二月より実施されたのでありますが、この際畜産共済につきましては、共済掛金の一部を生糸等の販売価格の統制額の中に繰り込みまして、使用者に転嫁し得る手段を講じていたのであります。しかるに、昭和二十四年五月、畜糸に関する統制を撤廃いたしましたため、かかる措置をとることができなくなりまして、この二年度においては困難において負担するといふ臨時措置をとることとなり、従来より任意加入制を改めまして、農業共済組合の総会の議決があり、また場合には最低共済金額の加入を義務制としたことと、畜産共済の場合と同様に、昭和二十四、二十五年度の二年度は、その共済掛金の一部を国庫負担として来たのであります。が、現下におきます農家経済の実情等を勘案いたしまして、畜産並びに家畜の死亡賠償の両共済掛金につきまして、昭和二十六年度におきましても、同様の臨時措置をとりたいというのであります。

置を講じておるのであります。農業災害の頻発しております現況から見まして当然の措置であると考えられまして、各委員とも異論がございませんで、同日、質疑討論を省略、ただちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。次に、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案につきまして御報告いたします。この法律案の大体の趣旨といたしましては、戦前、戦後を通じて、日本経済の許す最大限度で土地改良事業等に追加的な投資を行い、国民食糧の自給力向上のための有力な手段にしたことと、早稲米奨励金等の減額に伴つて、非常な不利な条件下に農業を営むこの地域の住民の生活が大策にきゆうくつに向つて来ていますので、この際保護奨励的な施策を講じて、もつて現下の経済変動期にあたり、これをみごとに切り抜ける底力を涵養せしめたいということにあるのであります。

以上のごとき趣旨に基づきまして、この法律案におきましては、積雪寒冷単作地帯における農業及び農村をすみやかに振興させるため具体的な方策の確立に必要な国内態勢の整備を可能ならしめる基本事項を規定しているのであります。すなわちその骨子は、第一点は、積雪寒冷単作地帯振興対策の基礎となる農業振興計画を、市町村、道庁、県及び中央の三段階で、互いに関連性を持たせつつ、おの／＼独立した計画として作成すべきことを法律上命令

し、かつ国はこの計画の実施に關して予算の範囲内で援助する義務を負うことを明らかにしては、国会議員八名、第二点につきましては、国会議員八名、各省事務次官十一名、道府県知事、議長各二名、市町村長二名、大学教授二名、農業団体代表者三名以内、計三十名以内をもつて構成する積雪寒冷単作地帯振興対策審議会を設け、地帯の指定、振興に關する調査審議等を行わしめようというのであります。最後に、この法律は、五箇年を有効期間とする臨時措置であることを明示しておるのであります。

以上申し述べましたごとく、本法律案は積雪寒冷単作地帯の振興に關する基本法たるの性格を持つてゐるのでございまして、この法律の運用による實際の成果は、かかつて一は関係者の努力にまつべきものと存せられるのであります。

三月十三日、提案者より提案理由の説明を聞き、三月十四日、本法の適用範囲をできるだけ広く拡張せられたい、農民団体の代表者をも審議会の委員に加えられるべき等の希望の意見を交えた質疑が行われました後、討論を省略して、ただちに表決に付し、議員をもつて可決することにした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（林義雄君） 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ばせられた。

○議長（林義雄君） 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十一 厚生年金保険法特例案

(参議院提出)

第十二 国立光明寮設置法の(一部)を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林通治君) 日程第十一、厚生年金保険法特例案、日程第十二、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案、右両案を一併して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長松永伸君。

厚生年金保険法特例案

目的

第一條 この法律は、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による障害年金及び遺族年金であつて、昭和二十三年八月一日(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第七十七号)以下「昭和二十三年改正法律」といふ)の施行の日)前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。

(障害年金の増額)

第二條 昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保険法第三十七條第一項又は健康保険法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)以下「昭和二十二年改正法律」といふ)附則第四條若しくは附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第五

第一項(同法附則第八條において)

適用する場合を含む。又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第三十八号)以下「昭和二十四年改正法律」といふ)附則第四項(同法附則第六項において適用する場合を含む)の規定にかかわらず、従前の障害年金の額の二倍に相当する額とする。

第三條 昭和二十六年二月一日において

障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十二年改正法律附則第五條の規定による障害年金であつて、昭和二十三年八月一日前の標準報酬及び同日以後の標準報酬に基いてその額を算定したものの額は、同條及び昭和二十三年改正法律附則第八條において適用する同法附則第五條第一項の規定にかかわらず、労働者年金保険法施行令中改正の件(昭和十九年勅令第三百六十三号)別表第一に定める業務上の事由に因る發疾の程度一級から三級までに該当したことによつて障害年金を受ける者以下「旧法による第一種障害年金受給者」といふ)に支給するものにあつては、平均報酬月額に相当する額とする。

前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものとする。

- 一 發疾の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前前三

月間(継続して被保険者であつた期間が三月未満であるときは、その期間。以下同じ)の標準報酬月額を平均した額

二 發疾となつた日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額

三 發疾前に被保険者の資格を喪失した場合においては、資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額

3 前項の規定により平均報酬月額を定める場合において、同項各号に規定する期間が、昭和二十三年八月一日の前後にまたがるときは、同項各号に規定する額は、同日以後の期間のみによつて算定するものとする。

第四條 前條の規定により障害年金の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いて算定されるときは、その障害年金の額は、同條並びに昭和二十二年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第八條において適用する同法附則第五條第一項の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第五條 第三條第三項の規定は、昭和二十三年改正法律附則第三條の規定により平均標準報酬月額を定める場合に準用する。

第六條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額が、厚生年金保険法別表第一に定める發疾の程度一級に該当したことによつて障害年金を受ける者又は旧法による第一種障害年金受給

者にあつては、三万円、同表第一に定める發疾の程度二級に該当したことによつて障害年金を受ける者又は旧法による第二種障害年金受給者にあつては、二万四千元をこえるときは、その障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、それぞれ三万円又は二万四千元とする。

(遺族年金の増額)

第七條 昭和二十六年二月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した遺族年金の額は、昭和二十二年改正法律附則第四條から附則第六條まで及び昭和二十三年改正法律附則第六條(同法附則第九條において適用する場合を含む)の規定にかかわらず、昭和二十三年改正法律附則第六條第一項の規定によつて算定した額の二倍に相当する額とする。

第八條 昭和二十六年二月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬及び同日以後の標準報酬に基いてその額を算定した遺族年金の額は、昭和二十二年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第九條において適用する同法附則第六條及び昭和二十三年改正法律附則第九條において適用する同法附則第六條の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第十條 第七條から前條までの規定によつて算定した遺族年金の額が、一万二千元をこえるときは、その遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、一万二千元とする。

第十二條 被保険者又は被保険者であつた者が子が遺族年金を受ける場合においては、その子が二八以上であるときは、遺族年金の額は、第七條から前條までの規定によつて算定した額に、その子のうち一

被保険者又は被保険者であつた者の死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額

二 被保険者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額

三 障害年金を受ける者が死亡したことによる遺族年金については、その障害年金の額の計算の基礎となつた標準報酬月額

3 第三條第三項の規定は、前項の規定により平均報酬月額を定める場合に準用する。

第九條 前條の規定により遺族年金の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いて算定されるときは、その遺族年金の額は、同條並びに昭和二十二年改正法律附則第五條又は附則第六條及び昭和二十三年改正法律附則第九條において適用する同法附則第六條の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第十條 第七條から前條までの規定によつて算定した遺族年金の額が、一万二千元をこえるときは、その遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、一万二千元とする。

人を除いた一人について二千四百円を増額するものとする。

(既得権の尊重)

第十二條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金又は遺族年金の額が従前の額より少いときは、その障害年金又は遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、従前の額とする。

(加給金)

第十三條 昭和二十三年改正法律附則第五條第二項及び第三項の規定は、第二條から第六條まで及び前條の規定によりその額を算定する障害年金に対する加給について、同法附則第七條の規定は、第七條から第十條まで及び前條の規定によりその額を算定する遺族年金に対する加給について、それぞれ準用する。

(将来の遺族年金に対する措置)

第十四條 第七條から第十二條までの規定は、昭和二十六年二月二日以後において、昭和二十二年改正法律附則第六條の規定によつて遺族年金を受ける権利を有するに至る者に支給する遺族年金の額の算定について、前條の規定は、その遺族年金に対する加給について、それぞれ準用する。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行し、同年二月分以降の障害年金及び遺族年金について適用する。

厚生年金保険法特例案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月十四日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義朗

厚生年金保険法特例案 参議院提出
に関する報告書

(官報特号の附録に掲載)

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「東京都及び栃木県」を「東京都、栃木県及び兵庫県」に改めらる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年三月十四日

参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義朗

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案 内閣提出、参議院送付)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○松永佛君君登壇
たたいま議題となりました厚生年金保険法特例案及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案に

並びに結果の概要を御報告申し上げます。次に、昭和二十三年八月一日

ます厚生年金保険法特例案について申し上げます。

厚生年金制度のうち、障害年金及び遺族年金につきましては、比較的早い時期からその受給者が発生しておつたのでありますが、その年金支給の計算基礎となる標準報酬の月額と、年金計算の場合の平均のとり方とは、今日まで数回にわたり改訂されておるのである。そのために新旧の年金の間に不均衡が生ずるようになり、従前の低い標準報酬月額により算定する年金は、受給者の生活保障という目的を達することができな、事態が生ずることとなり、是正する措置として、過去において、昭和二十三年と昭和二十四年の二回にわたる、従前の低額な標準報酬月額により算定する年金額を五倍に引上げておるのであります。しかるに、その後の経済情勢の変動に伴ひ、当時の被保険者全体の平均標準報酬と今日の平均標準報酬との間に約二倍の開きを生じて参つたのであります。よつて、今回かかる不均衡をさらに是正いたしましたものと、先般の措置から多少漏れていたものもあわせて救済いたそうとするのが、本法案提案の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申し上げます。まず障害年金及び遺族年金の年金額の計算が、昭和二十三年八月一日以前の低い標準報酬のみを基礎としておりましたものにつきましては、すべてこれをさらに二倍に引上げることとし、さらにこれを行つた五倍引上げと合せて当初の十倍に引上げた年金額に改訂することとしたのであります。次に、昭和二十三年八月一日

以後の高い標準報酬と、それ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基礎になつておるものにつきましては、同日以前の低いものを切り捨て、改訂後の高い標準報酬だけをこの年金額の改訂を行うこととし、そのうちで標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基礎が従前の古い制度によつておつたものにつきましては新しい制度による方法に切りかえることと、できるだけ不均衡を是正することとしたのであります。

本法案は、三月一日、予備審査のため本委員会に付託されましたが、十四日本付託となり、提案者、参議院議員長島銀蔵君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、同日及び十五日にわたり熱心なる質疑応答が行われたのであります。次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由党より青柳委員、国民民主党より金子委員、日本社会党より塚委員、日本共産党より河田委員が、各党を代表し、それぞれ希望条件を述べて賛成意見の開陳があつたのであります。かくて討論を終結し、採決に入りましたところ、本法案は委員一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。失明者の保護更生をはかるため、昭和二十三年七月、国立光明寮設置法が施行され、東京、塩原の二箇所に失明者更生施設が設置されたのであります。この両施設の収容定員は合せてわずかに百名と、現在入寮希望者は約二千名を数え、年ごとに増加の傾向をたどつておりますため、両施設が定員以上の人員を収容いたしましたとしても、なおその大部分の要求を満たし得ない状態であり、はなはだしく不十分な実情にあるのであります。よつて、このたび新たに神戸市に失明者更生施設を増設して失明者の福祉増進をはかることとするのが、政府の本改正法案提案の理由であります。

本法案は、三月十四日、本委員会に付託せられ、平澤政務次官より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、十四、十五の両日にわたり、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。詳細は速記録に譲ることといたします。次いで質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は委員一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義朗) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(林義朗) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十三 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義朗) 日経第十三、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員(理事北川定彦君)。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月十八日

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「委員三人を」を「委員三人(関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員五人)に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最長号の附録に掲げ〕

〔北川定務君答へ〕

○北川定務君 たいま議題となりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

犯罪者予防と犯罪者の更生をはかるために一昨年制定せられました犯罪者予防更生法によりまして、地方少年保護委員会と地方成人保護委員会とはいずれも全国八箇所に設置せられまして、おの／＼三人の委員で組織せられ、それ／＼青少年または成人につき仮出獄、仮出坊、仮退院の処分をいたし、また保護観察をつかさどり、その他犯罪者の予防及び更生のために必要な事務を遂行しておるのであります。そのため委員は必ずしも刑務所または少年院に出向き、受刑者または在院者が個々に面接することになつておるのであります。特に関東地方少年保護委員

員会及び関東地方成人保護委員会は、管轄区域が広いため、委員の事務負担が著しく過重となつて、事務遂行上支障を生ずる実情にありまして、この際この二つの委員会の組織定数を改め、その委員の数をそれぞれ五人にいたそうとするのであります。

以上が改正の理由であります。委員会におきましては、現下の犯罪事情にかんがみまして必要なる措置と認め、質疑なく、討論を省略し、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出)

○議事録司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

する教科用図書の給與に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員理事岡延右エ門君。

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、義務教育の無償の理想のより広範な実現への試みとして、地方公共団体に對して、昭和二十六年度に公立学校に入学する児童の教科用図書の給與を奨励することを目的とする。(教科用図書の給與に對する國の補助)

第二條 國は、前條の目的に資するため、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ)が、昭和二十六年度に入学する児童(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第四百四條第一項の規定により当該市町村が國、都道府県又は学校法人に教育を委託した児童を含む、学年の中途において他の学校から転学した児童を除く)に對して、その第一学年の課程において使用する政令で定める國語及び算数の教科用図書を給與する場合には、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

2 國は、前條の目的に資するため、都道府県が、昭和二十六年度

にその設置する盲学校及び、学校の小学部の第一学年に入学する児童(学年の中途において他の学校から転学した児童を除く)に對して、その第一学年の課程において使用する政令で定める國語、算数その他の教科用図書を給與する場合には、予算の範囲内において、その給與に要する経費の二分の一を補助するものとする。

3 前二項の規定による國の補助金の交付の手續については、政令で定める。

(都の特例)

第三條 前條第一項の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなし、当該小学校に關しては、都は、市町村とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最長号の附録に掲げ〕

○岡延右エ門君答へ

たいま議題となりました昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案について、本案の概要及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、憲法第二十六條に基く義務教育無償の精神により、その広範な実現への第一歩として、地方公共団体

に入学する児童の教科用図書の一部に對して、その給與を奨励するため、國がその経費の二分の一を補助しようとするものであります。

文部委員会といたしましては、本案に對して慎重に審議をいたし、大いにて討論に入りまして、自由党を代表して若林義孝君の賛成意見があり、共産党を代表して渡部義通君より反対意見が述べられました。次いで採決の結果、起立多数をもつてこれを原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であり、本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十二分散会

- これにて議事日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十二分散会
- 出席閣僚大臣 通商産業大臣 橋尾 龍君
 - 國務大臣 岡野 清澄君
 - 國務大臣 府東 英雄君
 - 出席政府委員 内閣官房長官 岡崎 勝男君
 - 行政事務次官 城 善臣君
 - 法務事務次官 高木 松吉君
 - 文部事務次官 水谷 昇君
 - 文部事務官 文部 大官官房会計課 相良 准一君
 - 長事務代理 厚生政務次官 平澤 長吉君

農林政務次官 島村 軍次君
労働政務次官 山村新治郎君
労働省労働基準局長 中西 實君

朗読を省略した報告

一、去る十三日大池事務総長から近藤
参議院事務総長及び岡崎内閣官房長
官宛、本院は来る十六日前議長原
喜重郎君の衆議院執行につき哀悼
の意を表すため休会することを議
決した旨通知した。

一、去る十三日岡崎内閣官房長から
大池事務総長宛、次の通り発令にな
つた旨の通知書を受領した。

昭和二十六年三月十三日
内閣官房長官 岡崎 勝男
衆議院事務総長大池貞殿
本日左のとおり発令になりました。

記

建設大臣 榎甲子七
衆議院議員 鈴木 仙八
参議院議員 石原幹市郎
東京都知事 安井誠一郎
東京都議会議員 石原 永明
阿部美樹志
小林 中
高野 直治
次田大三郎

首都建設委員会委員に任命する

一、去る十四日次の法律の公布を奏上
し、その旨参議院に通知した。
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等
に関する法律の一部を改正する法
律

不正保有物資等特別措置特別会計法
等を廃止する法律
一、去る十五日人事院総裁浅井清君か
ら國家公務員法第二十四條の規定に

基き、昭和二十五年の人事院の業務
状況報告を受領した。
一、去る十五日議長は吉田内閣総理
大臣申出の、次の者を政府委員に任
命することを承認した。

中小企業庁振興部長 記内 角一
文部大臣官 岡田 孝平
房人事課長
大蔵省理財 吉田 信邦
局経済課長
天蔵省銀行局預 高橋 俊英
金部資金課長

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、
去る十五日議長において承認した記
内角一を同日政府委員に任命した旨
の通知を受領した。
一、昨十六日次の法律の公布を表上
し、その旨参議院に通知した。

国民金融公庫法の一部を改正する法
律
一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、
去る十五日議長において承認した岡
田孝平外二名を昨十六日政府委員に
任命した旨の通知を受領した。

一、去る十三日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
電気通信委員会
理事 庄司 一郎君(理事庄司一
郎君去る十日委員辞任に
つきその補欠)

理事 長谷川四郎君(理事長谷川
四郎君去る十日委員辞任
につきその補欠)
一、去る十三日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 加藤 克君
人事委員 河田 賢治君
地方行政委員 佐藤 親弘君
法務委員 梨木作次郎君
外務委員 松野 頼三君

厚生委員 山本 猛夫君
運輸委員 船越 弘君
郵政委員 長谷川四郎君
電気通信委員 吉田 安君
労働委員 長谷川四郎君
松野 頼三君
船越 弘君
齋岡委員 中川 俊思君
山本 猛夫君

一、去る十三日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
経済安定委員会
理事 勝間田清一君(理事勝間田
清一君去る五日委員辞任
につきその補欠)

一、去る十四日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
厚生委員 小林 運美君

農林委員 金子與重郎君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

一、去る十四日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
農林委員 小林 運美君
通商産業委員 川崎 秀二君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 河野 金昇君
労働委員 池田 峯雄君
建設委員 池田 峯雄君
厚生委員 金子與重郎君

一、去る十五日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員会
理事 門司 亮君(理事門司亮
君去る五日委員辞任につ
きその補欠)

一、去る十五日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 尾関 義一君
文部委員 坂本 泰良君
厚生委員 金子與重郎君
農林委員 中村 寅大君
小林 運美君
通商産業委員 川崎 秀二君
郵政委員 園田 直君
労働委員 河野 金昇君
経済安定委員 羽田野次郎君
一、去る十五日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

厚生委員 小林 運美君
農林委員 池田 峯雄君
金子與重郎君
羽田野次郎君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 坂本 泰良君
労働委員 園田 直君
経済安定委員 川崎 秀二君
中村 寅大君
一、去る十三日内閣から提出した議案
は次の通りである。

昭和二十六年度に入學する児童に対
する教科用図書給與に関する法律
案
有限会社法の一部を改正する法律案
保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を
改正する法律案
公庫の予算及び決算に関する法律案
農業共済再保險特別会計法の一部を
改正する法律案

一、去る十三日予備審査のため参議院
から送付された次の議案を受領し
た。
少年院法の一部を改正する法律案
一、去る十三日予備審査のため内閣か
ら送付された次の議案を受領した。
文化功勞者年金法案
社会福祉事業法案
一、去る十三日委員会に付託された議
案は次の通りである。
有限会社法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇〇号)
法務委員会付託
保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を
改正する法律案(内閣提出第一〇一
号)
公庫の予算及び決算に関する法律案
(内閣提出第一〇三号)
農業共済再保險特別会計法の一部を

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

農林委員 池田 峯雄君
通商産業委員 河野 金昇君
郵政委員 園田 直君
電気通信委員 川崎 秀二君
労働委員 木村 榮君
建設委員 木村 榮君
厚生委員 金子與重郎君

改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

昭和三十二年に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出第九八号)

モーターボート競走法案(神田博君外四十九名提出、衆法第一二二号)

去る十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名提出、参法第六号)(予) 法務委員会 付託

去る十三日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

文化功勞者年金法案(内閣提出第九九号)(予) 文部委員会 付託

社会福祉事業法案(内閣提出第一〇二号)(予) 厚生委員会 付託

去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

モーターボート競走法案(神田博君外四十九名提出)

去る十四日議員から提出した議案は次の通りである。

輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十二名提出)

去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律案

去る十四日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

厚生年金保険法特例案

去る十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

国立光明堂設置法の一部を改正する法律案

去る十四日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

精神衛生法の一部を改正する法律案

去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

市町村立学校職員給與負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

厚生年金保険法特例案(参議院提出、参法第三号)

国立光明堂設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)(参議院送付)

以上二件 厚生委員会 付託

輸出品取締法の一部を改正する法律案(小川平二君外三十二名提出、衆法第一三三号)

通商産業委員会 付託

外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

去る十四日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

精神衛生法の一部を改正する法律案(中山善彦君外四名提出、参法第七号)(予) 厚生委員会 付託

去る十四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案

去る十五日議員から提出した議案は次の通りである。

漁業法等の一部を改正する法律案(永田節君提出)

去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

去る十五日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

農産取締法の一部を改正する法律案

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案

去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業法等の一部を改正する法律案(永田節君提出、衆法第一四四号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

去る十五日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

以上二件 文部委員会 付託

農産取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(予)

去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)

去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

予防接種法の一部を改正する法律案

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案

結核予防法案

関税法の一部を改正する法律案

去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

漁業法等の一部を改正する法律案(永田節君提出、衆法第一四四号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

去る十五日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

以上二件 文部委員会 付託

農産取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)(予)

去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出)

去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

予防接種法の一部を改正する法律案

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案

結核予防法案

関税法の一部を改正する法律案

去る十六日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

去る十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

船舶職員法案

去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)(参議院送付)

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

以上三件 大蔵委員会 付託

精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

結核予防法案(内閣提出第一二五号)

以上三件 厚生委員会 付託

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

経済安定委員会 付託

去る十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

企業再建整備法の一部を改正する法律案

去る十六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

船舶職員法案

去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)(参議院送付)

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

以上三件 大蔵委員会 付託

精神衛生法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

予防接種法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

結核予防法案(内閣提出第一二五号)

以上三件 厚生委員会 付託

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

経済安定委員会 付託

去る十六日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

外國為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一一号)(予)

内閣委員会 付託

船籍員法案(内閣提出第一一六号)

(子) 運輸委員会 付託

一、昨十六日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

公選選挙法の一部を改正する法律案

二、昨十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

衆議院会議録第十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

三二五 九 閉じ 閉じ

三三二 第四百二十二條第一項第五号及び第六号中

選挙の場合 選挙の場合には公職 には公職

三三六 一六 (立会演説) (立会演説)

官報号外 昭和二十六年三月十八日 衆議院会議録第二十一号 議長の報告